

(仮) 泉南市自治基本条例制定基本方針

1. 自治基本条例とは

自治の基本理念や自治体運営の基本原則、市民の権利・義務などを定めた条例であることから、自治体の最高規範とされるものです。この条例の制定により、他の条例、規則、計画などあらゆる泉南市の施策は、この条例に基づき実施されることとなります。

2. 条例の必要性・趣旨

地方分権の進展により、地方自治の重要性が認識されている中、地域の個性を活かしたまちづくりを主体的に進めていく必要性が増大しています。

また、地方自治体には、地域のことは地域で考え地域で決めるという「自己決定・自己責任」のもとで、地域の実情にあった独自の政策を進めていくことが求められています。

一方で、少子高齢化・人口減少社会の到来、市民ニーズやライフスタイルの多様化など、昨今の厳しい行財政運営のなかで、これらの時代の変化に的確に対応していくためには、市民と行政が互いに協力し、行政と協働して、まちづくりを行っていくことが今後益々、必要となってきます。

そのためには、自治の基本理念や自治体運営の基本的事項等、自治体運営の基本的な理念やルールを定めること、また、市民の権利・責務や市民参加のあり方など、市民と行政がどのように協働し、まちづくりに取り組んでいくのか、その考え方や協働の仕組みをつくることが課題です。

以上のことから、市の理念や基本原則など、いわば「泉南市の憲法」ともいうべき条例を制定することにより、市民との協働を条例によって制度化し、市民の市政への参加を将来にわたって保障することで、市民の自治意識の高揚を図るとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指します。

3. 条例の構成など

(1) 基本構成(案)

前文(条例制定の背景、地域の特色、めざすまちの姿 等)

総則(条例の目的・位置づけ 等)

市政運営の基本原則・理念、制度
市民の権利・責務
行政の権限・責務
議会の権限・責務
市民等の参加・参画と協働、コミュニティ活動

(2) 位置づけ

市の最高規範として簡潔で、将来にわたって色あせず、市政運営の基本方針であり続けられるものとします。

4. 条例の策定体制

(1) 市民による検討

自治基本条例は、その最高規範としての性格から「自治体の憲法」とも言われており、地域の自治のあり方に大きな影響を与えます。

そのため、条例の制定過程が非常に重要であると考えており、市民の意向を十分反映させるため、公募による市民等、多くの市民を中心とした「泉南市自治基本条例検討委員会(以下、検討委員会という。)」を設置し、条例の素案を検討していただきます。

なお、行政は事務局として、検討委員会の活動を支援します。

(2) 行政の検討体制

市長が主宰する「総合調整会議」で検討委員会と情報を共有しながら、検討委員会が作成した素案に関する報告書に基づいて、行政としての考え方をまとめます。

(3) パブリックコメントの実施

検討委員会、行政がまとめた素案についてパブリックコメントを実施し、市民からの意見を広く募集します。

(4) 職員研修の実施

研修会を開催し、条例の必要性についての理解を深めるとともに、職員からの意見を募集します。

5. 条例策定のスケジュール

平成 24 年 3 月の制定を目途に作業を進めるものとします。